

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年三月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年三月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 木 村 和 正

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 児玉新町線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
野堂字水元二〇九番七地先まで	児玉郡神川町大字熊野堂字水元二〇二番二地先から同郡同町大字熊野堂字水元二〇九番七地先まで	区 間
一 二 ・ 四 三	一 二 ・ 〇 〇	敷地の幅員 (メートル)
	一 〇 五 ・ 〇 〇	延 長 (メートル)
	歩道整備工事による。	備 考